# 日本植民地時代における韓国のハンセン病対策の研究

――一つの試論-

魯

紅

梅

的救療の色が濃かったが、 況に置かれた。 鮮癩予防協会を設立し、 政策の一手段としてハンセン病対策に着手した。 分析と現地調査を行い、 (要旨) (のち小鹿島更生園) を設立し、ハンセン病対策を実施した。それは三期に分けられる。 日本植民地時代 (一九一〇—一九四五) における韓国のハンセン病対策を研究するために資料 考察の結果、 一つの試論を提示した。 法律朝鮮癩予防令を公布した。後期は戦時体制下で小鹿島更生園は苛酷な状 中期・後期には隔離の絶対視により人権侵害が目立った。 ハンセン病対策と患者処遇は時期的に大きな差がみられ 中期は日本のハンセン病政策の推移にしたがい、 朝鮮総督府は一九一六年全羅南道に小鹿島慈恵医院 初 初期は植民地 期には人道 朝

キーワード――ハンセン病対策、韓国、日本、植民地政策

平成十五年,六月二十日発行。平成十四年十一月。十六日受理日本医史学雑誌第四十九巻第二号。平成十四年。九月二十一日受付

# 序

論

## 目 的

こで、筆者はその側 果を受け入れて、 一年五月、 公的謝罪と賠償を表明し 日本政府は 面史として、 「らい予防法」 日本植民地時代における韓国 た。 それ による人権侵害の国家賠償請 以後、 > 0 セ ハンセン病対策を研究することにより、 > 病対策の 歴 求訴訟に対する熊本地方裁判 吏的 検証 が 論 議され るようになっ 所の 日本のハンセ 判 決の結

7

## 方 法

ン病対策の全体像を明らかにする一

助にすることを試

みた。

本との なか あたらないため、 7 現 がぎり当 0 地 小 比 調 小鹿島』、『朝鮮『蛇研究のため歌 査と文献調査を行った。 一時の 本稿では該当の統計が欠けてい ン ため群馬県草津 セ ン病関連の記 ハンセン病史 現地 の栗生楽泉園や 録も 一日 調 査では 探索し、 本植民地下の小 元患者や 利 る 沖縄県の宮古南静園も訪ねた。 用 L 一鹿島」 た。 関係者を訪 なお、 など日韓双方の現代の出版物を参考にした。 ねて聞き 九四一 き取り 年 から終戦ま 文献は、 調査を行 『あ で 17 0 関 小鹿島更生 七〇年 連 資料 を 康 収 輝 また、 か 0 年 報 き た。 が 能 悲 見  $\Box$ 

国名・地名は現在の 病 名は一 使用した文献は 般にハンセン病としたが、 通称を用い 韓国 語のものが多く、 た。 日本·韓国 歴史を語るため その引用に当たり、 の年号は に必要に 律に西暦で 著者 応じて当時 の名前や出版社の漢字表記が (一部を除く)、 の呼 称に 通貨単位は円、 L たが つ た。 明らか 人名 あるい 0 敬 で な は 称 銭で表記 は 11 0 省 は音訳 略

### 先行研究および 問 題 の 所 在

のまま漢字で表記

L

戦 後 植 民 地 時代 0 記 録を残す ために 設立され n た財団法人友邦協会は ン セ ン病対策 に 5 61 7 わ が朝鮮 統 治の

本質

以上のように植民地時代における韓国

督府施政の輝

かし

41

画

と主張し、

滝尾は

「日本統治者の残虐性

・非人間性の施策」と批判する。

本稿ではこれら

0

一総

本稿は序論

結論を含め五章からなる。

第一

章から第三章まで韓国の

ハンセン病対策を初期

中 期、

後期に分け、

強 を表徴する善政として讃えられた、 調する 総督統治の誇るべき遺業である」 と述べ、 朝鮮 総督府 0 11 ン セ ン病救療上 0 貢 献 を

根拠となる国家権力の正当性を確保しようとした」と記述している。 対象よりは政治的、 ている。 小鹿島八〇年史』には 『写真からみる小鹿島八〇年史』は 社会的管理対象であった。 一日帝 (日本帝国主義) 「浮浪乞食する朝鮮の癩患者は日帝にとって反社会人であり、 日帝は政治力を行使して癩患者を集団隔離することにより、 は治療よりは伝染源を遮断するために強制隔離に力点を置 4) 朝鮮統 医学的管 てい た3 2 理

三巻は植民地時代の小 滝尾英二 0 研 究 「朝鮮 鹿島の全貌を詳しく調査、 ハンセン病史-日本植民地下の小鹿 紹介したものであり、 島 (5) ならび に 高 『植民地下朝 い評価を受けてい 鮮に おけるハンセン る。 滝尾 は 朝鮮総督 病資料 府

ンセン 病政策 の本質 気は 絶対的隔離の強化、 ハンセン病対策に関する評価は大きく二系統に分かれる。例えば友邦協会は および断種による癩患者の撲滅であった」と述べてい

先行研究を客観的 に参考しながら、 記 録 資料を調 査した。 それに基づ W て韓国におけ 3 ハンセン病対策を述べ

ンセン病対策 0 始まりの歴史的 総括的な結論を述 背景、 朝鮮 癩 子 防協会の設立とその役割、 戦 時下の ハンセン病対策を紹介する。

#### 四 植民地 以前 の ハンセン 病 対

は以上の内容より、

### 九世紀末、 二〇世紀 初 頭 の世 昇 的 動 白

性疾患であると発表した。 八七三年ノルウェ 1 の医 一八九七年ベルリンで開かれた第 師 ハンセン Armauer Hansen (1841-1912) 口 玉 |際癩会議は は癩菌を発見し、 ハンセン病 11 の伝染説を認 ン セン病 が め、 細 菌 よる伝染 セ ン病

疫の対象となっ

対的な信頼を置くようになったことがある。

そこで、

ハンセン病はコレラ、

ペストなどの伝染病や、

肺結核ととも

防

は が公衆に対して危険であるため、 「自発的施設入所」、「家庭内隔離措置」、 隔離する必要があると決議した。一九〇九年ベルゲンで開かれた第二回 および「場合によっては浮浪患者の強制隔離」 などを認めてい

証明されていた。 伝染病であれば隔離が有効である」という公衆衛生学的思想は早くから流行したコレラ、チフス、ペストなどに したがってハンセン病= V > 10 伝染病=隔離=社会の安全という方式が最善の方法として受け入れられたこ

# 明治政府のハ ンセン病対策

とには想像に難くな

それ 八七七)年以来くり返したコレラ流行に、 明治 明治四〇 (一九〇七) 年法律第一一号 「癩予防ニ関スル件」が制定された。 までにはハンセン病を一般に遺伝病として認識 政府 が ハン セン 病 の対 策に取り組 んだの 避病院設置や消毒など新しい は していた。 第一 回国際 癩会議によりハ 伝染病予防対策がとられたり、 この法律 ンセン病の伝染性を知 が制定された背景には明治一〇(一 って 明治三二 (一八九

九) 年ペストが日本上陸し、各地に広まった時に防疫が目覚ましい効果をみせたことで、西洋医学の伝染病予防対策に絶

11 現在、 九〇八年、 患者隔離は急務であり、 細菌学者コッ ホ Robert Koch (1843-1910) もし日本が癩予防上何ら対策を取らずにこのまま経過するならば、 が来日し、 ハ ンセ ン病対策に つい 7 懶 に対 極東の最良、 して治 0 美 な

0 は遂に癩 0 国と化するだろう」と話し、 ハンセン病患者の 隔離を主張した。

省衛生 律は浮浪しているハンセン病患者、 癩予防ニ 局長の窪田静太郎は 関スル件」は一九〇九年四月二日から施行され、 「資力ある者、 救護すべき人がいないハンセン病患者を救済する救済立法であった。 家庭内で療養できる人などは療養所に入りたくても入れない状況であったた 全国五ヶ所に公立ハン セン 病療養所 が 設けられ その時 た。 0 内 0 務 法

ハンセン病患者を収容救療した。

め 療養所にはやむを得ず家を出て浮浪生活をしていた癩患者が主に入所していた」と伝える。

(三) 韓国のハンセン病対策

ハンセン病は俗に 三木栄の『朝鮮医学史及疾病史』によると、 「天刑病」、「門童病」、「麻木症」などと呼ばれ、 韓国にもハンセン病患者は数多くみられ、 蔑視されていた。 特に南部に広く蔓延していた。

大王 役を免除した」と記す。一四五一年四月文宗時代(在位一四五〇~一四五二)にはハンセン病患者を男女別に収容し、苦 される症状は 参元の服 韓国でハンセン病様症状が初めて記録された文献は (在位一四一八~一四五〇)が済州島に救療所を設置し、 浦 海水浴などの治療を行った。一六一二年光海君 『郷薬集成方』(一四三三年)にみられる。『朝鮮王朝実録:世宗大王実録巻 『郷薬救急方』(一二五一年)であり、明らかにハンセン病 僧人および医生に救護と治療に当たらしめ、 (在位一六〇八~一六二三)は江原、 百十』には「一 忠清、 慶南など各地 四四四 救護者には 五年世宗

端に嫌厭したから、 その後、 十九世紀末までハンセン病患者の救療記録が見あたらず不明であるが、 病状の現れた者は潜んで住み、 或は自から村里を離れて小集団を作り、 三木は 「人々はこの 苦悩の中に一生を終えた」 醜 記悪な疾<sup>・</sup>

近代になって、 欧米人宣教師等が大英救癩宣教会の援助を受け、 慈善的にハンセン病患者の救済を行った。

ハンセン病患者の生活状況を伝えた。

# T 韓 国 「のハンセン病対策の初期(一九一六~一九二九)

# 、ハンセン病対策の始まり

に全員の収容ができず、 欧米人宣教師 かぎ 経営する光州、 収容されない患者らは療養所の周辺に集団で浮浪徘徊した。萩原彦三は、「病毒伝播のおそれは 釜山などの療養所に 11 > セセ ン病患者が集まってきたが、 小 規模の療養所であ た たため

地方民に不安感を与え、 九一 年一 ○月朝鮮総督府 また悲惨な 患者 は衛生顧問 0 状態は 見 るに 根 似正次に朝鮮 堪 えぬ to 0 一十道 から あ 0 0 癩 た16 事 <sup>・</sup>情の視察を命じた。 とい う。

九一三年六月、

衛

員を収容する施設が 発第四〇五号 癩患者取 ない ため、 締二 関 有産 ス ル 怪者の 件 患者は自宅に療養させ、 が 公布され た。 そこには 無資 ハンセ 產 ン 0 患者は救護して、 病 患者がすでに三、 伝染の機会を少なくする必 ○○○人を数えるが 全

患者取 締 関 ス ル

生課

長ヨリ各道警務部

長宛

癩

要が

あると以下のように記され

てい

る。

大正二 年六月衛 発第 匹 0 Ĕ.

ラス之レ 定 テ危険ナル ニ止マリ未タ以テ多数ノ患者ヲ収容スルニ足ラス然ルニー 朝鮮ニ於テハ 癩 無資産者 セリ 往昔遺 而 カ予防策トシテハ療養所 シテ其 伝性 ニ対シテハ ノミナラス風俗上ニ関シテモ看過シ難キ義 其 ノ伝播 疾病ナリト認 病徴 郷党 ノ外貌 ノ速度 ノ間ニ於テ救護 (後<sup>19</sup> ハ急性伝染病ノ如ク劇烈ナラスト雖恢復スル者稀ナルヲ以テ年 メラレ 現 ハレ ノ設置ヲ急務トスルモ タリシモ今日ニ於テハ医学上 タル 者ノミニテ既ニ三千ヲ以テ算スル ノ方法ヲ講 セシムル等伝染 1 此 被存候間 面 如キ 病毒 施設 癩 其ノ資産アル者 蔓 延ノ 菌 ノ機会ヲ少カラシムル ニ依リテ伝染スル 状況ニ徴スレ 僅二光州、 ノ状況ナリ随 家人ニ諭シテ 釜山等二米国 ハ全然之ヲ 種 テ浮浪 趣 ・ト共ニ其 ノ伝染病 当二 其ノ家 放任 徘 人経営 徊 於テ相当 7 ノ数 患 ル 置 ニ療養 ノモ 者 ヲ増 ク コ 御 1 赤 トニ ノア セ 配 極 尠 加 確 意 X ル 力 3/

以て諸 も緊急なり、 九一三年十月三日 0 執 この 務材料 理 VZ 由 供給せ に基 府郡書記講習会の衛 つくも <u>ず</u>20 と述べ、 のとして余はこ その 生講演で、 「緊急至要 0 講 演 Щ 12 根 正次は 0 お 事 61 柄 て敢えて この の三 一番目にハンセン病をあげ、 講演を先登に 言 数語 を苟 こくも 致 すの せ す 緊急 事 ずは 隔離 至要 殖 民政策中 療養対策を積極 0 事 柄 を 衛 列 生 一は最 举

的

に 進

めるべきであると主張した。

相

成度依

命此段之通牒

候也

か

小

鹿

島

慈

恵

医

院

0

設

7

らであると述

1

7

61

る

7

九六号

九

〇年六月)

に衛生

行政

機

関

VZ

つ

11

て次のように

記

府警察官署官

制

勅

第

は

最

急務

であ

ると認

識

서울 Seoul (3) Kwangju⊷Nokdong 光州→鹿洞:130km 順天→鹿洞: 80km Sunchon → Nokdong 釜山 0 光州 順天 0 筏橋 鹿洞. 高興 소록도(小鹿島) 00 Sorokdo 小鹿島の地理的位置 义 1

す 鮮 総 督 府 は 植 民地 政 策 0 手段としてハンセ ン病対策を始 8 たのであ

賀

は

- 慈善事業ならびに人道の義務であり、

公衆衛

生上

0

理

坳

U 前 記 た か 2 5 植 0 わ 民 衛 か 地 生政 るように、 下 K 策 お 0 ける 実施 衛 派は当 鮮 牛 総 組 時 督 織 0 府 H 0 衛 本 宝 牛 内 顧 問 百 Ш C 根 よう IF. 次 は KZ 警 植 察組 民 地 す 24 織 政 が 策 担 K 当 お U た。 7 矢 朝 療 鮮 衛 総 生 政策 督

さら 第 VZ 朝鮮 条 総 朝 督 鮮 府警 総 督 務総監部 府警察官署 事 務分掌規 朝鮮 総督 程 総督府訓 管 理 属 令第四号」 朝 鮮 於 ケル K 衛 警察及衛 生 課 0 事 生 務分担に 事 務 ヲ つい 堂 ル て 次のように記す。

た孤 所属 長芳賀栄次郎 、孤児の養育と盲啞者の教育を目的とする社会施設) 五. 形 Ш はす 気候 定 根 島 から 六万円 る小 隔 0 0 離 がが 場 主 あ 3 鹿 暖 所 0 張を受け入れた朝鮮総督府は VZ 島は、 適 に収 か が **図** で行っ < 部を使用し L 1 7 風 容する計画 た。 対岸 光明 11 る 22 媚 0 港 九 7 セ 小 で、 画を立てた。 (21) 町 鹿 農 各地 病 島 Ŧi. を選 年十 患者 鹿グトン 鹿 産物と海 を徘 卢 0 まで五〇〇 h 隔 だ。 1/ 徊するハン 救療基金として済生院 芳賀 離収容 産 地 選定は 物 全羅 は が き豊富 X 南 収容場所と に保管され 道 総督府 セ ン病患 4 1 高 で 腫 あ ル 医院 郡 離 由23 芳 n

第六条 衛生課 保健係及防 疫係ヲ 置

7

保健係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

中 略

兀

朝鮮総督府医院

及朝鮮総督府道慈恵医院以外ノ病院ニ関

ス ル 事 項

開院 立目的は、 これ L によると、 九一二年までにすべての道に設けられ 地方医療機関の不足を補完し、貧窮者の救療を主としていた。 朝鮮総督府医院および慈恵医院は警察官署の管轄でなく、 7 一八カ所となった。 最初の慈恵医院は一九〇九年に全州 セン病患者の収容を目的とした小鹿島慈 朝鮮総督府の直轄であった。 慈恵医院 清州 の設

小鹿島慈恵医院の歴代院長

医院は、

九番目の慈恵医院として一九一六年に開設された

(朝鮮総督府令第七号)。

恵 12

記 す。<sup>28</sup> 勅令 すなわち、 第三五七号 日本国内のハンセン病療養所の初期の所長が内務省の役人であったのと異なって、 朝鮮総督府地方官官制」(一九一〇年九月) は慈恵医院各医院における院長は医官が担当すると 九一六年から

九四五年まで小鹿島慈恵医院 (のち更生園) には五代にわたって医師が院長 (園長) になっていた。

院長 蟻川 亨 (陸軍一等軍医

初代 (一九一六年七月~一九二一年六月)

第一 |代 (一九二一年六月~一九二九年一〇月)

院長 花井善吉 (陸軍二等軍医正

第三代(一九二九年一二月~一九三三年八月)

院長 矢澤一郎 (九州で開業していた皮膚科医

第四 九三三年九月~一九四二年六月

園長 周防正 季 (朝鮮総督府技師、 および京畿道警察部衛生課長)

第五代(一九四二年八月~一九四五年八月)

園長 西亀三圭(朝鮮総督府技師、および警務局衛生課長)

三、小鹿島慈恵医院の初期の活動内容ったことを反映している。次節から各院長

(園長)

0

事績より、

韓国のハンセン病対策の本質を述べることにしたい

日

朝鮮総督府が陸軍軍部を主体とした組織であ

以上、

院長は矢澤を除い

ては軍医あるい

は朝鮮総督府の官僚であった。

武断政治時 関の慈恵医院 初期の活動 内容 蟻川亨院長時代 (一九一六年七月一〇日~一九二一年六月六

収容定員一〇〇人の小鹿島慈恵医院を開設した。 九一六年三月、 朝鮮総督府は小鹿島西端二九九、 同年七月十日、 七〇四坪(全島の五分の一)と民有家屋十棟 蟻川亨が初代院長に赴任した。 (建坪八八坪)を買収し、

開き、年末の入院患者数は九九人となった。当時、 年四月より、 「先ツ重症患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス路傍又ハ市場等ヲ徘徊シ病毒伝播ノ虞アル者ニ限リJ収容対象とした。 ② 九一六年一一月二〇日、 各道から送致された患者四〇余人を収容し、病院業務を開始した。 内務部長官より各道警務部長に対して「患者収容ニ関スル件」 島にはまだ民家一五○余戸と住民九○○人ぐらいが残っていた。 同年五月一七日に開院 (内二第五六九号)を照会し、 一周年記念式を 一九一七

初期 穴の慈恵医院の状況を反映する当時の資料は乏しいが、 沈田潢によると、

統制 てお 蟻川は入院患者に日本式生活様式を強要した。 ŋ に耐えきれ 時帰省 ない はほぼ不可能であった。 ・患者らが、 緩和してくれるよう建議したが、 諸規定を守らない患者に対し職員は鞭で打つなど処罰し 患者は日常生活を厳しく統制され、 蟻川は断った。 治療は毎週三回、 家族との通信や面会も制限され た。 大風子油注射を 厳しすぎる

実施し、そのほかの診療も熱心に行われた。

治)を反映したものである。 蟻川亨が日本式生活様式を強要したり、 武断政治とは、「強大な権力による暴力的な支配が何よりも特徴的であった。 厳しく患者を統制したことは一九一 〇年代に行われ てい た武断 また、 政治 (憲兵 朝鮮 政

って

ることは

注

Ī

I すべ

きであ

る

高

4)

0

to

理

0 民 族性を抹 設立 初期 殺するため 0 慈恵 医 Ó 院 司 0 和 状 政 況 策 K が おこな つ 11 7 朝 わ n 鮮 総督 た ٤ 府 医院長 Va う。31 芳賀栄次郎 は 毎 H 亩 報 に次 のように述べてい

(カッコ内は筆者注)

どを行う…… 消 入り禁止区域 前 (婦病室) 毒を終えて一 略 蟻 111 男子 院 · 目下、 長 0 定場 病室、 中 0 蕳 下に医員一 収容されてい 所に捨てるようにした。 12 置 女子病室及び伝染病隔離室が き、 無毒 名 る患者-書記 地 帯 から 九十人 名 普 薬剤 治 通 療は は 0 患者も 手 みなが ある。 毎日午後に一 名 診察を受けら 重 診 看 護婦 一病であ 療 所 П は 兀 有毒 |名が る 巡 れるようにした。 後 地帯 おり、 略32 包帯をかえ、 (患者の居場所) 職 員中 内地 内 人が二七 服薬、 風 と無毒 呂水 外 は 名程 地 用 海 帯 VZ 度 (患者 捨 お てず ŋ 注 射 の出

職員 の心 伝染性 右 記 E の崇高さと一 が 0 0 強 11 有毒地帯」や、 7 調 され 玉 家 7 様である」と述べ K 61 報 たのが読みとれる。 12 「風呂水は消毒を終えて一 る誠心で身の危険を考えず た。 このように、 このような認識を背景に、 定の場 に職 蟻 JII に対する総督府 務に従事するとい 所に捨てる」 芳賀は五 の芳賀の言葉か 侧 うの 重 0 評 症患者九〇人を治療してい が、 価 と後世に 患者救 5 当時 助 お ける患者 に従事する に お 4 側 7 外国 る蟻 0 評 価 人宣 セ 111 が お 1 一教師 異 ょ 病 び 0

と極 のうち 目下、 蟻 8 III 死因 7 時代には 収容されてい 高 が か つ 癩 た 死亡率が高く、 癩病」 『官報』 る患者九十人は、 であるの 0 記 とくに 録 によ が n みなが重病である」という記載 五人であ ば 九 七年に \_ 九 る が33六 は収容患者九九 年 2 韓 n 玉 [の各地で は ンセン 入中 で行き から、 /病自体 死亡患者は二六人に及び、 倒 れ 収容初年度(一九一七年) 0 となり、 重 症 性 を示す。 死亡した 前 死亡率 述 0 0 セ 死亡率 ン 毎 は二六 病患者二〇人 がとくに 申

院

九二一年、 文化政治時期の慈恵医院、花井善吉院長時代(一九二一年六月二三日~一九二九年一〇月一六日) 蟻 川が依願免職になると、 同年六月二三日に、二代目の院長として花井善吉が赴任した。

1 患者生活

学校を設立し、 者を分離収容し、 いい 族との通信や面会を自由に許容し、 花井は日本式の生活様式を従来の韓国式に直し、 昭和四年年報) 九二六年四月には癩患者慰安会を設立し、 患者と職員の相互融和を図った。 読書を奨励した。また、より良い待遇を患者に与えるために常に各地を忙しく回って、 付添人を付けて手当を支給した。 帰省許可もした。 洗濯を女性患者に任せ、 社会からの金品の寄贈を受けて、 炊事も各病舎ごとにまかせ、 軽症者には適当な作業をまかせ、 神社参拝義務を廃止し、 院からその手当を支給するように制度化した。 信仰の自由を保障した。 慰安施設の改善を図った(小鹿島慈恵医 口に合う食事ができるようにした。 作業手当も支給した。 金品を集めた。 職員の教育も行 三年制普通 また重症

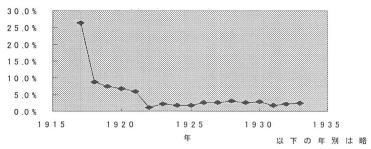
2 患者治

の比率)も一九二二年に急減し(一・○六%)、一九二七年まで三%未満を示した(小鹿島更生園 入院前より体重が増加し、 の治療効果があり、 射し、「エチールエステル」は週一回注射した。注射しにくい患者には錠剤または大風子油を内服させた。 九二二年一月より朝鮮総督府医院製造の各種大風子油製剤を注射した。 特に結節型患者の「獅子面」のような顔が比較的短時間に軽快することが多かった。 栄養状態も良くなった。毎年五パーセントを超えていた死亡率(収容患者数に対して死亡患者数 大風子油は週二回まで臀筋または皮下に注 昭和 一六年年報) 両者共に相当 般に患者は

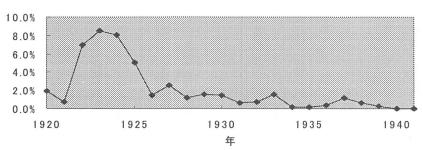
3 退 院  $\underbrace{1}_{\circ}$ 

233 治療により「治癒」 あるいは「軽快」 した患者には、 退院規定を適用した。 全羅南道小鹿島慈恵医院処務規定の

患



グラフ 1 小鹿島慈恵病院の死亡率 (1917-1933)



小鹿島慈恵病院の治癒・軽快退院率(1920-1941)

としたが、

九三四年には医務課長の診断書だけで処理

治癒·軽快退院

は

九三

年

に

は院長の決裁を必

庶務係

二回付ス

患者を退院

セ

3

X

4

1

ス

ル

1

丰

医

係

主

院

長

決裁ヲ経

テ入退院通

知簿

必要事

ず項ヲ記 務

載 任

は世 最も低く、 変わらない 快退院者数の比率) するようになった。軽快退院者は あ か る。 所内の生活が安定していたからであろう。 ら一九三六年にかけて退院率 九三一年、 九二三年に最も高い軽快退院率 界 経 九四 済不況 ○○○人の増収容により相対的に 戦時中の K 〇年、 b 九三二年の死亡率が花井院長時代とほ 0 かかわらず、 ため、 八・五二%を示してい 小鹿島更生園 九 四 般社会に出るよりも 年 治癒 は が 退院者 0 低 (収容患者数に対して軽 九二〇年 深刻な状況を反映 12 軽快退院率が 0 る 40 から は 減 各 第 (グラフ2)。 からみられ 0 期拡 九三 む 人 た からで 0 低 張 3 几 61 2

療 0 ぼ

る。

者の る。 取 扱 VZ は 以下のような退院規定が定め

5

れ

7

年)予算に計上する計画だそうである」と伝えている。

年の三、〇〇〇人より減少しているが、これは「警察官ノ調査ニ依ルモノニシテ、患者実数ハ此統計ヨリ遙カニ多数ナル 九二〇(大正九)年末の総督府警務局 の調査によると、 ハンセン病患者数は二、 六四九人であり、一

と推定していた。

4

収容施設の拡張

忍んで来た患者をそのまま帰郷させるのは同情せざるを得ず、その取扱に困却している」とある。このような状況から(ヒタ) ため帰郷させている。 く収容の余力がなく、是非とも増設の必要があるので当局としては小鹿島療養所の拡張及び増設費を十五年度(一九二六 と小鹿島慈恵医院を道立に定め、 地方官官制改定令 ハンセン病療養所の拡張は是非とも必要であった。 大正一二年には十三名の治癒退院者を出し、それが各地に伝わり患者が競って来院加療を懇願したが、 九二三年二月の全南警衛六〇八号の「癩患者収容上ノ注意事項ニ関スル件」には「治癒退院した患者が多数に上り (勅令第八五号)を公布し、「全羅南道に小鹿島慈恵医院を附設し、 しかし中にはすでに旅費に窮し、 小鹿島におけるハンセン病の診療を法制化した。 一九二五年四月一日、 かつ長途旅行に困難を感じる重症者や全治を望んで遠路病苦を 朝鮮総督府は小鹿島慈恵医院の拡張のための 当時 癩の診療に関する事項を管掌する。 0 『朝鮮朝日』 収容力の制 「現在では全 限 0

民八人が最高八ヶ月、 同年一〇月一 小鹿島住民の所有地を買収しようと交渉したが、住民に反対され、 た。一九二八年末に一九九人を収容し、翌一九二九年にさらに三〇〇人収容して、在院患者数は七四〇人に達したが 方、 地元住民は生活の基盤を失う不安と衛生上の危険を考えて、拡張に反対した。一九二六年九月二九日、 六日、 (高さ約三メートル)を建立した。 花井が六二歳で死去した。 最低六ヶ月の実刑判決を受けた。その後、 患者らは花井の生前の人柄を偲び、 全島の三分の一が買収されて拡張事業は順 警察と住民との間に衝突が起こった。 一九三〇年九月に花井の業績を記し この事件で住 調に進めら 警察

的

人道的救療を行

つ

たのである。

限られた範囲で許可されていた」。小鹿島慈恵医院における患者の生活にもその方針転換が反映されてい 日本人官吏·警察官 文化政治は 花井 0 時代は 武断政治の本質的 武断 の朝鮮語習得を奨励し、 政 治 0 庄 な改善を意味するものではなく、 政 の結果、 発した三・一 禁止してい 独立運 た朝鮮 動 「朝鮮人の一 語 二九 0 新聞 雜誌 九年) 部を懐柔し、 (例えば、 後に展開された文化政治 『東亜日 植民地統治に奉仕させるため 報) 0 発行、 の時 期である。

際に 弾圧している。 「朝鮮 文化政治の時期であるといえ、 人虐殺事 このような社会情勢下でも、 件 が起こり、 九二五年五 日韓の関係は穏やかではなかった。一九二三年九月、 花井は韓国人ハンセン病患者の待遇改善のために欧米人宣教師 月に は治安維持法が韓国に施行され、 朝鮮総督府は被支配 関東大地 震 民の が 様に慈善 発生し 抵抗を

# II 韓 国 「のハンセン病対策の中期(一九二九~一九三六)

成までの間を含む。 0 诗 期 は第三代院長矢澤時代と朝鮮癩予防協会の設立、および第四代院長周防時代に行われた第 特に、 初期と比べて特徴的なできごとは朝鮮癩予防協会の設立であ 期拡張工

# 世界経済恐慌期の慈恵医院、 矢澤俊 一郎院長時代 (一九二九年一二月二八日~一九三三年八月二六日)

九二九年一〇月末より、 アメリカから始まった恐慌が世界各国に広まった。 同年一二月二八日に矢澤俊 郎

代院長として赴任した。

魯 八時~九時に消灯した。 (合計五合五勺) であり、 の患者の生活は 味噌醬油は毎年春秋の二 「午前中は主に診療を受け、 患者 副食は牛肉と魚、 人 あたり一 一期に分けて醸造させた。 日の主 患者栽培の野菜を含んでいた。 食は男子米三合、 午後は各種の作業に従事し、 特別の催しがある場合には、 粟など雑穀三合 これらの食物は四日ごと現品を配給して 季節により朝 (合計六合)、 牛肉、 Ŧ. 鮮魚などを臨時支給 女子米二合五勺 時~七時に起床し、 夜

スコー収合忠有一八ヨだり経賃(単位・銭/							
年 代	小服	鬼 島	大 島				
	経常部	食 費	経常部	食 費			
1925	63.3	20.3	106.2	25.1			
1926	54.0	17.7	89.4	22.2			
1927	62.6	20.1	89.3	20.0			
1928	74.1	19.3	90.0	19.8			
1929	73.2	19.8	80.9	17.6			
1930	53.1	16.3	74.9	13.6			
1931	45.5	9.5	72.2	15.9			
1932	45.8	12.7	68.6	16.4			
1933	38.5	12.3	76.9	11.2			

□ 図窓串老一人当たり経費 (単位・律)

五千円を天引しようとしている。総督府衛生課でもこの食費削減は忍びな 非常に困っている。 アリタルニ因ル」と示している。しかし一九三〇年の『朝鮮日報』 縮政策のため明年度から癩患者の食費が減額されることになり、 ペン字で「食費決算額ノ著シク減少ヲ見タルハ相当多量ナル糧 ったけれど、一日の主食量は変わらなかった。 は一九三一年の九・五銭で、 と書かれている。表1からわかるように、 小鹿島慈恵医院の年報には

平均値一六・四銭を大きく下回る。

食費は減

その理由を同年の年報には

食品

「食物は患者の物質的慰安として最も重

小鹿島慈恵医院の最も低い食費

かけて減少していた。香川県の大島青松園も同様な変化を示している(表 費にも影響を与えた。 失業者が増大するなど深刻な状況になった。これは小鹿島慈恵医院の総経 とに朝鮮式雨傘二個、 世界経済恐慌は韓国にも影響を波及し、米価が暴落し、 患者一人当たり経費は一九三〇年から一九三三年に 蓑二枚を支給した」。 端境期の窮民や

朝鮮式給二着、

同単衣二着、

重症者には必要に応じ鶏卵、

ミルクなどを与えた。患者一人に毛布三枚、 朝鮮式ゴム靴二足、靴下二足などを、一舎ご

.と目下善後策を考究中」とある。 不況のなかで、小鹿島慈恵医院は患者二〇人を増収容し、一九三一年末

癩患者の食費は一ケ年五万四千円であるが、ここから

関係者は には

238 現在七六四人を収容した。 に二・二二%を示し、 治 療は 花井 主 に大風子 低 油 を用 死亡率を維持し 12 た。 死亡率は一 九三〇年に二・七%、 九三一 年に一

诗

代

0

12

## 朝鮮 癩予防協会の 設 立

九

三二年

九三〇年代に入り、 H 本 にお ける ハンセ ン病対 策 は 癩 根 絶 0 展開をみせて 11

0 に É 改正され、 本癩予防協会 (昭和六)年に国立 すべてのハン (一九三一年三月一八日) セン病患者を強制隔離 |癩療養所として長島愛生園が開設され、 が設立され、 0 対 象とした 貞明皇后からの 「らい 予 同 防 年 「下賜金」一〇万円 法 匹 月二日 (第五八号) 明治四 が Ö 毎年 誕 生 年 0 法律第 た。52 万円ずつ) ま た 号 と国 間 が 庫 寸 大 幅 補 体

済恐慌 助 金 鮮 全国 総 0 ために 督 から 府 to 小 Ĭ の寄付金により、 本国 鹿島慈恵医院の予算縮小を余儀なくされていた時でもあった。 内と同じく 改正された 「官民 致 「らい予防法」 0) 団体、 朝鮮 癩予 を実施するための 防協会の設立に踏 活 動を営んでい る切 った。 なお、 た この 時 期 は 世

界経

## 設立背景お よび 调 程

九年

Ò

朝鮮

派総督:

府の患者統計によると、

年末現在の患者数は七、七八六人で、

軽症患者を含めて一万人と推定

した。 そのうち 浮浪し つつあるも の及び浮浪の虞あるもの」 は二、六八〇人であった。 の予防と撲滅を期す」を発表し、 画 54

基づ 進 離収容 歩が癩伝染 LJ す 7 n 朝鮮 年三月、 ば 0 素質を 新 VZ 患者が著しく減少するという内容である。 お 総督府の ける二十 減少し得るが、 の京城帝国大学総長・志賀潔は 五年 癩 根 癩 総策」 0 根 0 絶策は現在のところ 私案を立てた。 「癩 志賀は この 隔離 家は、 「生活改善、 が 其 唯一 浮浪またはその虞ある患者二、 の方法である」と、 衛生上の改良及び食物栄養状態の改善 内務省の 隔 離 を 強 六 癩 八〇人を 根 絶計 隔 に

されている。 指 摘 九二三年ストラスブルグで開かれた第三 しておくことは一九三一 年 -の時点では国 口 |際的なハ 玉 **[際癩会議では患者を「伝染性」と「非伝染性」** ン セ > 病対策として 「隔離は伝染性 0 患者に限る」 に分けて「伝

は

警務

局

長

常

務理

事

12

は警務

局衛生課長

が就任した。

染性 薬で撲滅すべきである」 付 セ 無に関係 前 11 身 け う題で癩 /病対策 0 朝 は 患 無 「伝染性患者のみの隔離」を公的に認めた。 者 病が に従 しに隔 H 0 み隔 報 猛烈な伝染性を持っており、 わ 離 0 なかった。 離して救護することが患者のためでもあり、 「捨てられ する公衆衛生的隔離が主張された。 と記してい 九三一 た朝 鮮 年九月一〇日付け 0 癩 病 患者 陰性の患者にも伝染性があると間違っ L 隔離撲滅が急務」 か 『東亜日 九三〇年バンコクで行われた国際連盟らい委員会 日本国内および植民地韓国では隔離が強調され 公衆衛生上合理的であるという認識が 報 には 12 は 気の毒 患者は 山奥と島 た説明をしてい な癩 病患者 12 隔 恐ろし 離 る。 L あり、 病菌 司 61 年 癩 は科学的 病 玉 際的 ŵ 伝染の 毒 月五 菌 H 0 有 H کے 0

予防協会」 同警務局長池田清 あると判断した。 九三二年一二月二日 のような状況下で、 が発足し、 療養所建設費用の大部分を民間の寄付金に求めることから朝鮮癩予防協会の設立が切実になっ 同警務局衛生課長西亀三圭などを中心に一〇〇人が集まっ 事務所を総督府警務局内に置くことになった。 朝鮮総督府は植民地 朝鮮癩予防協会設立の発起人大会が朝鮮ホテルで開かれた。 政策の有効な手段として一大療養所を設け、 会長には朝鮮総督府政務総監 た。 一二月二七日には 朝鮮総督府政務総監今井 浮浪癩 患者を収容する必要が 副会長 財団 法 人 理 田清徳、 事 朝 長に 癩

に置か 以上の役員 n てい パメンバ た御用 1 から、 体であ 朝鮮癩予防協会は民間団体であるとの つ た 55 とい わ れるのもうなずけ 体裁を取りつつも、 実質的 には朝鮮総督府 の支配下

# 二) 活動の目的と方針

患者の慰安に関する施設、 並 に 連絡 癩 予 防協 会は、 癩 0 対療療 活動 冒 五 予防及絶滅 的 を 其の他癩の救療・予防及絶滅に関し必要と認むる事項」 癩 0 K 救療 関する施設、 予防及絶滅」  $\equiv$ 癩の救 とし、 療・予 防及絶滅に関 癩の救療 予 などの事業を行うことを定めた。 する調査研究竝 防及絶滅に関する諸事 宣 小の後援 四 癩

浮浪徘 朝鮮 徊 癩 予防協会は 医療を受けることができず、 最初の事業として、 玉 庫 かつ病毒散布の恐れのある患者」二、〇〇〇人を収容する施設を作る事業計 0 補助金と一 般の寄付金とを併せて予算六一〇、〇〇〇円を以て、「各地

画を立てた。 要するに、 何 よりも 「患者隔離のための財政上の必要」により、 統治者である朝鮮総督府が忠実に実践したと言えよう。 本会が設立されたのである。 朝鮮癩予防協会は日本

癩予防協会に準じたものを、

付した朝鮮人が一二人いる」と記している。(%) 事業の完成は朝鮮統治上に於ける最善政の一なり」で、「自ら進んで寄付の申し込みを為す者続出」し、「一万円以上寄 立当初、 と新聞が報道し、 運営資金は貞明皇后 官吏は率先して一 それらの寄付状況を掲載した。 の下賜金のほか、李王 定の額を寄付し、 各地において寄付金の勧誘を行った。 (英親王)の下賜金、 警務局は「内地人、朝鮮人を問わず朝鮮癩予防協会の 国費及道費補助金、 民間に 一般の寄付金などからなった。 おいて寄付申 趣旨を讃え、 請 者が した 設

能なあらゆる方法を用 民間の寄付申請者は各種慈善団体、学生団体、宗教団体のほか、「小学生や刑務所の受刑者までいたので、 いた半強制的募金運動であった」といわれる。 実際には可

朝鮮癩予防協会は さらに寄付金額により「特別会員」「正会員」「終身正会員」 「会員規則」を制定し、「癩ノ予防又ハ救療事業ニ貢献セル者ニシテ会長ノ推薦シタル者」を を設けた。

設立から一九三三年三月三一日までに受けた寄付金申込額は一、一一七、七七〇円に達していた。一九三五年(g)

-九月末

道 までに受けた寄付金申込総額は一、二二五、二四五円に達し、一、一五五、 紀補助· 下賜金 0 九三五年までの合計は三七〇、〇〇〇円であり、 寄付金額を大きく下回る(空) 五四九円収納されていた。 (表2)。 ちなみに、

なお、 予定の運営資金六一〇、〇〇〇円を大きく上回る寄付金を得た一九三三年二月、朝鮮総督府はハンセン病患者

	1933年	1934 年	1935 年	合 計	比 較	
皇太后	10,000	10,000	10,000	30,000		
李 王	20,000	20,000	20,000	60,000	≣L • 270 000	
国庫補助金	110,000	_	_	110,000	計:370,000	
道補助金	81,025	67,593	21,382	170,000		
寄 付 金				1,155,549	計:1,155,549	

表 2 1933~1935 年年度別歳入(単位:円)

注: 寄付金は 1935 年 9 月末までに収納した額を指す

1933 年米 100 kg の市価 平均 15.82 円 (韓国銀行主要物価指標 1995 年)

った。

選定を行い、

人当たりの経費が安くなり、同一予算内でより多くの人が入れられることにな

その結果小鹿島に決定した。一カ所に収容する人数が増えたことで、

澤は職を免ぜられ、 解、 を失っていたのであろう。もう一つの理由は、「土地の時価の三倍の補償費を受け 収がそれ以前と異なって順調に行うことができたのは を買収し、 ており、 |度にわたる抵抗に失敗を重ねており、 (a) ところで、 一九三三年四月、 官民一 ハンセン病療養所の拡張時期、 家屋移転費として比較的高い補償を受けた」 致全鮮的援助の結果」であるとされている。 (8) 小鹿島全体をハンセン病療養所の敷地として使うようにした。 九三三年八月二六日、 朝鮮癩予防協会は小鹿島の残りの土地一、一三八、六一二 小鹿島を離れた。 周防正季院長時代 矢澤の後任に同年九月 朝鮮癩予防協会が 主謀者は拘束されたため、 とされ 「全羅南道当局と島民 しかし、 拡張を始 一日周防正 おそらく島民は 8 てまも 島を守る希望 重季が第四 土地 0 坪

年に一、〇〇〇人の収容設備を三年間にわたり整備して、 を立てた。 四六一人に達したため、 ○○人に変更し、一九三三年に四○○人、一九三四年に一、六○○人、一九三五 そこで、 朝鮮癩予防協会は三、〇〇〇人収容のためのハンセン病療養所の場所 朝鮮癩予防協会は二、〇〇〇人収容予定の計画を三、 総督府に寄付する計

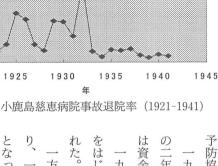
の一斉調査を行った。その結果、

患者総計一二、二六九人のうち、浮浪患者が二、



朝 鮮 癩子 防 協会と周 防 江季は、 期拡張工 事 九三三年 九三三年九月~一九三五年 九月より工 事費 九 Ŧī. 月 Ŧ. 九六九円を以て、三、〇〇〇人増収容計

ため 拡 張事業は の拡張事業を開 煉瓦及び土管の製造、 始し た



事 電 話架設、 道路・桟橋及び荷揚場工 その他の設備 (診察用品 事 敷 地 事務用品など) 排水及び護岸 が含まれ、 İ. 事 建 築 費用 T. 事 は すべて朝鮮 雷 気 給水

島外の技術者と人夫数百人、

患者二、

000余

予防協会の資金でま は資金が豊富であったため、 の二年間の作業により完成され、 九三五年 九三五年一〇月二一日、 九月、 右記の拡張事 かなわれた。 第 事業は

され、 り、 となった。 をはじめ、 一〇月一日か 方、一九三四 周防 また、 は更 韓国 国内 生 袁 同年九月二九日 ら従来の全羅 年九月一 の初代園長となった。 (§で) および日本からの官吏と数千人の観光客が集まるなかで盛大に 刀山 月 患者待遇もよく、 南道 三、七七〇人が収容できるようになった。 0 朝鮮総督府癩療養所官制 期拡張工事落成式が朝鮮癩予防協会会長の今井 朝鮮総督府令 所 属 0 1/ 鹿島慈恵医院 治療 (第九八号) により小鹿島更生園 も通常通り行わ は (勅令第二六〇号) 朝鮮総督府癩 n たと 療養 の公布によ この期 所 と改 田 国 間 清

朝 鮮 癩予 防令制 定

12.0%

10.0%

8.0%

6.0%

4.0%

2.0%

0.0% 1920

1925

3

小 鹿島慈恵医院 (更生園) では何ら か 0 理 由 で院 内の秩序を乱し たも 0 K は強 制 退

を制定・公布し、

隔離政策を強化し始めた。

院率 人、慶尚道出身者が三六六人で、 61 推定される わ ゆる (収容患者数に対して事故退院患者数の比率) が九•九%を示す (®) 「慶全争い」 「事故退院」を行った。 があったからである。 両道の出身が最も多かった。一九三二年一月、 事故退院者は一九二一年からみられるが、一九三二年に八○人で最も多く、 一九三一年一二月末の入院患者は七六四人に達し、 (グラフ3)。 それはこの年に最初の患者同 両者の間で待遇問題をきっ 全羅道出身者が三八四 かけに 士 0 事件、 11

(2003)癩予防法 のようなこともあり、 (法律第五八号) に倣って、一九三五年四月二〇日、 一方小鹿島更生園が朝鮮癩予防協会の事業により拡張していく過程でもあったため、 ハンセン病管理の法的措置である朝鮮癩予防令 (制令第 日 本の

が起こったが、

主謀者姜甲壽をはじめ二十人が

「事故退院」により小鹿島を離れ

たのである。

n 対シ必要ナル懲戒又ハ検束ヲ加フルコトヲ得(る)」と療養所所長の懲戒検束の権限を強化してい 本令はハンセン病患者の強制収容 同施行規則 (府令第六二号) とともに六月一日より施行された。 (自宅療養患者も含む)、 消毒、 予防方法、 そのなかで「朝鮮総督 その他 癩予 防上必 ノ定ムル所ニ依リ入所患者 要な事 項を規定 てお

朝鮮ニ於テハ癩患者ノ犯罪行為尠カラズ中ニハ相当長期ニ亘ル体刑ヲ科セラルル者多々アリ之等ハ各刑務所ニ収容 療養所内に ハンセン病患者の刑務所設立が決まった。 それは次の理 由からである。

相当予防方法ヲ講ゼラレツツアルモ尚受刑中設備其 ノ他ノ関係ニ於テ病毒伝播防止上完全ナラザルニ付本病受刑

者ノミヲ収容スル特殊ノ刑務所ヲ新設スルノ必要アル(後略)

九三五年九月、

小

務 所 に服役中のハンセ ン病囚人五十九人を収容した。 刑期が終了すると、 引き続き小鹿島更生園に収容された。 者を隔 離 して、 健 康 な囚

鹿島内に光州刑務所小鹿島支所が工事費三万七千五百円を以て新築され、

同年末に韓

国

の刑

療養所内の医 の伝染を遮断するものであった。 療刑務所は本来、 感染力が強いと信じられて忌避されてい ただし、 このときから小鹿島療養所は たハンセン病の犯罪· 般のハン セン病患者のほ か、 犯罪者の

セン病患者も収容するようになった。

# 夫婦生活の許容と断

日付け) 九 二七 年四 病根絶は去勢外無道理」 月 志賀潔は 病根絶」 には 「東京で開催された日本生理学会に出席した総督府医院長志賀潔が には、 「去勢」が有効な方法であると話した。 東 亜 日 報 九二七年四月 三日 夜に Ŧi.

帰京し

たが、

氏

以は朝鮮

の癩病

に対し

て、

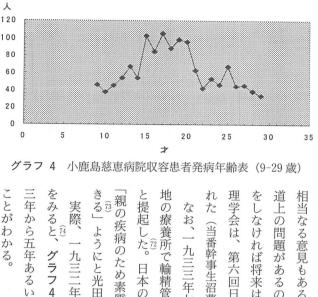
癩病者絶滅策に対

しては

以前

から

研究も



れた(当番幹事生沼曹六氏)。 理学会は、 道上 をしなけ 相当なる意見もあるが、 0 問 'n 題 第六回日本生理学会であり、 ば将来は恐ろしい結果を導くのであると語っ が であるので容易に採用できない。 最もの捷径は去勢して遺伝させない 東京ではなく、 (中略) たし 岡山医大の主催で岡山で開 去勢の法律でも制定して根絶 と伝えた。 0 が 番よい。 ここでい か う生 し人 か

をみると、 き る<sup>73</sup> 地 と提起した。 親の疾病のため素質の弱い不幸な子供を作らず、 実際、 の療養所で輸精管切断を実施中であるが なお、一九三三年七月小鹿島更生園を訪問 ようにと光田が判断したからである。 九三二年一 グラフ4 日本の各療養所では が 月から一 示す ように 九三四年末まで小鹿島慈恵医院の収容患者の 断種 五. 歳から二〇歳 を前提に所内結婚を承認していた。 .した光田健輔は大邱日報の記者会見で「 成績良好で朝鮮でも施行すべきである」 入院患者が安心して夫婦生活が 間 が 最 発 これ 病年 内 齢 は

わかる。

はもっ

と長いことを考慮すると、

幼少時に感染され

た確率

が 伏

高

0

も多

癩

菌

0

潜

期

が

たという。一九三七年までには「断種」手術を受けた夫婦は四七一組に達した。「断種」は、 た。 キヲ以テ予メ本人ノ申出ニ依リ断種法ヲ行ヒタル上同居セシムルコトニ為シ居レリ」を条件に夫婦同居の許可を公布 鹿島慈恵医院における各年度年報の 当時三大問題とい めに総督府が規定したのであろう。 夫婦同居により「患者ノ気分非常ニ緩和サレ自然島内生活ノ安定ニ大ナル効果ヲモタラスニ至リツツアリ」であった。 九三四 園当局は生活安定を理由に、 .年、収容患者が一気に二、一九六人に達した小鹿島更生園は患者数の増加によりさまざまな問題が発生した。 われたのは 「職員と患者との問題 一九三六年四月一日に朝鮮総督府の許可を得て「隔離収容ノ意義ヲ没却スルニ至ルベ 「風紀」 にも 「異性関係の取り締まりに相当警戒を加える」と書 治療問題、 男女問題」であった。 特に男女問題は最も深刻で、小 新しい患者を増やさないた か れている。 そこ

のように述べている。 収容患者ノ子弟或ハ新ニ収容セル者ノ中ニハ未ダ病状現ハレザル未感知児童アリテ之レヲ既発患者ト同一ニ取扱フ 収容患者の子女および症状が現れていない児童のために、 未感染児童保育所を作った。 その理由につい 次

立ち入りを禁止し、 だし、「内地」と異なっているのは小鹿島更生園では官舎地帯との境界に接した所に未感染児保育所を造り、 未感染児保育所は日本癩予防協会が最初の事業として作ったが、 洵二関 諒スベキノミナラズ之レヲ人道上ヨリスルモ看過シ難キ 職員がその保育に当たっていた。このように、 朝鮮癩予防協会もそれを倣って作ったのである。 まだ確実な根治法がなく、 (後略<sup>78</sup> 感染力が強調された時代 般患者の た

# III 韓 国 のハ ンセン病対策の後期 (一九三六~一九四五)

では患者の子女を親から引き離して保育を行った。

の時 期には第二、 第三拡張工事が完成され、 小鹿島更生園の収容定員は約六、〇〇〇人規模となる。 その間、 九

より

É

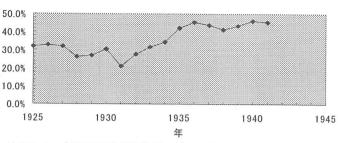
植

三七年七月 民地 支配 は 層 中 厳 全面 しくなってきた。 戦争 が 始まり、 小 鹿 島更 九 四 生 康 年 t 開 一月に 院以 は 来もっとも苛酷な状況に置 太平 洋 戦 争 が 勃 発し た。 戦 か n 争により た。

経済情

は

## 強 品制労役



食費が経常部決算額に対して占める割合 グラフ 5 (1925 - 1941)

予算七

五.

四〇円を以て一九三六年一二月、

第二期拡張

Ï

事を始めた。

といい 朝鮮 が 皮 病者中収容者は 0 膚 急務であると記してい 癩 第 う 隔離 癩 科 題 期 予防協会の三、 の声 歯科 拡張工 未収容患者七、 は わず 依然と高く、 X線室、 事ととも か半数 〇〇〇人収容事業も 薬局などがそろい に国立化された小 九〇〇余人のうち、 さらに千名増収容のため 九三六年六月二六日付 鹿 九三五年までに完了した。 島 般疾患 更生園は内科 その大部分を占めている浮浪患者 の拡 け の診 0 張計 療 『東亜 to 外科 画 可 百報』 能 至急な社会的 な 病院 眼 は 科 かし、 体 制 耳 万三千 鼻 12 社会か 大問 なっ 歯 喉科 0 収容 た80 余 5

#### 朝鮮 癩予防協会は 第 期 第二 九三七年に 期 拡 張 Ι. 事 おい

てさらに

○○○人増員収容する

計

画

を立

総

識 減 防 1 第 量 献 動向」の名の下で、 を強い 期 金を強要され 拡 張 5 T. 事 ń すからは るようになった。 たり、 患者指導及び統制が強化された。 予算が少なく、 主な物質慰安である主食物まで一九三八年二月から一 日中戦争に入ってから 在園患者は謝恩更生作業のほ は 一時 局 対 ス ル 日 患 五勺ず 認

者 0 业 衣食住 時 0 患 は 者 朝 0 鮮 状 人普通 況に つい 般 て、 0 小鹿 生活に比 島 更 生 し中 袁 -流以上に該当し」 0 各年 度 昭 和九年 と書かれ 昭 和 六年 7 11 る 年 報に グラフ5 は 患

•	TO WELL MAINTENANCE OF THE STATE OF THE STAT								
年 度	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933
経常部決算額	63.3	54.0	62.6	74.1	73.2	53.1	45.5	45.8	38.5
食費決算額	20.3	17.7	20.1	19.3	19.8	16.3	9.5	12.7	12.3
食費割合 (%)	32.1	32.8	32.1	26.0	27.0	30.7	20.9	27.7	31.9
年 度	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	平均
経常部決算額	56.4	37.9	39.3	44.2	43.6	50.5	53.5	51.5	52.2
食費決算額	19.4	15.9	17.8	19.3	17.9	21.9	24.6	23.3	18.1
食費割合(%)	34.4	42.0	45.3	43.7	41.1	43.4	46.0	45.2	34.7

表 3 収容患者一人当たり経常部決算額と食費決算額

(注:平均値は1925年~1941年までの統計を指す)

算額が 者が、 伐 患者の実際の状況を反映し 費決算額は平均値を上回 り主食物 で平均値を下回るが、これはこの年の二 ず療養所経費 世界恐慌の影響を反映 する食費の および 患者にとって非常 使したことで有名であった。「他の看護長 である看護長は厳しく監督した。 食費決算額は する場所でもあるため、 字峰 養割合は 方 九三五年以降、 減 表3は、 いざ遠くに佐藤が見えたらすぐ立ち上がって仕事をするほど、 苛酷な状況下で患者作業を進めるため、 の減 から行われ 少したことを反映 割合を示す。 平均 量 、がほぼ変わらなかったことにより、 が 九三五年以降に上昇し 行われ 値 九二 に怖 を下 ていたようである。 逃走を企てるものが目立ってきた。 ĺ 五. 12 てい 年か 回 存 ŋ たことを反映し 食費割合は 在であ してい 園当局 ていると言い つ てい ~ら 一 る。 経常部決算額も平均 とくに首席看護長 かった<br/>84 る。 る。 九 は逃走および盗伐を防ぐため十字峰 四四 これは患者数が急増したに 九三一 ているが、 とい 難く、 月 九三八 年 て が鞭でどん の LJ から患者の までの各時 年に最も 場 う。 る。 筆者は疑問を抱い 年 所 患者 値 L の食費決算 は ほとんどが警察や憲言 なに叩 九三五年、一 の佐藤三代治は VZ か 近 低 期の経常部決算 島外住民 一人当たりの 「自発的な請願 逃走 4 61 が、 11 これ ても 九三 額 ル Z B 1 は 九三六年 たび らの 九年 動 7 \$ n 経常部決 は 七 か は か 患者を酷 一の外郭 たび 数値 額 兵出 か 当 原 な か に 5 九 わ 時 VZ 61 食 0 坎 は 患 身

線道路を開設した。 在園 思者 の不満は高まりつつあった」とされる。 取締 りが厳重になり、一九三七年に入ってから逃走者は減っ たが、 作業の強制 性と職 員の 横行によ

始め、 それ 収容定員五、 か かわらず、 七七〇人規模のハンセン病療養所を作りあげ 朝鮮癩予防協会と周防は第三 期 拡張工事 九三九年一月~一一月) を予算二七一、三八〇円で

# 軍用物資の生産

**₺** 二四%に達しており、 耐えきれない患者は脱走したり、自殺したりした」。 性衰弱から肺結核および肺炎に変わっているが、 人で、「失血死が二人、 ウサギ皮の生 療養所拡 九四〇、 張 産 の事業は終わったが、一九四〇年からは重症患者、 九 など軍用物資の生産に動員された。 四 年 縊死が三人、溢死が二人、 九二〇年以降最も高い。 は わずか〇・〇二%で、 これは栄養失調による併発と大きく関係あると言えよう。 また、 在園患者が 死因不明が二人、其他が一七人」である。一九四一年の死亡率は七・ 開院から一九四一年まで自殺の可能性を示唆させる死者総数は二六 ずっと続い 一九三八年から一九四一年までの主要死因がその以前までの癩 「ひもじさ・強制労働」 た労役で、 不自由者も含めて木炭、 入園患者は「病勢が悪化し、 に強い 肥料用叭の製造、 られた時期であるのを表 傷だらけに 治癒退院

# 周防正季と小 鹿島 更生

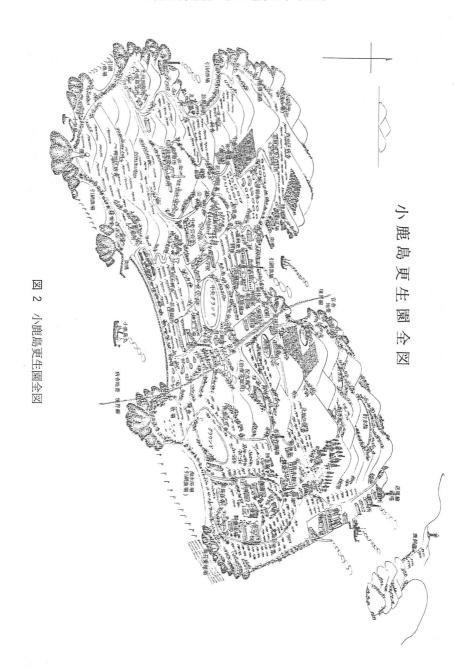
てい

る

## 日本癩学会小 鹿 島で開 催

絶 滅 に関する調査研究ならびに宣伝」 癩 予 防協会の 拡 張事業を順 調 に 成 0 ため、 し遂げ た周 日本癩学会も主催した。 防 は 朝鮮 癩予防協会のもう一つの事業である 癩 の救療 予 及

た。 九四〇年九月四日 日本からも交通の不便にもかかわらず一五〇余人が参加して大盛況を遂げた。 :から六日まで周防は第十四回日本癩学会会長になり、 小 鹿島で二日、 会議の演題は八二題に達し、 京城帝大医学部で一 日 志賀 主催



政策に沿って園

「の運営を行ったのである。

潔 容 |患者数六、〇〇〇人、 (北里 研究所)、 野島泰治 建坪六二、三九〇平方メートルに及び、 (大島療養所)、 戸 田 忠雄 (九州帝国 大学) 世界一、二の規模を誇る小鹿島更生園を見せた(図2)。 が 特 別講演を行っ た。 周防 は学会開 を通じ 収

一九四〇年十月、周防は朝鮮施政三十周年記念文化功労賞を受賞した。

# (二) 周防の刺殺

れるほど」の日々であっ に開 戦争の か n る時 な か、 局 講演会に参加しながら、 在園患者は たとい 毎 月 くう。 日と Ŧ. 方では煉瓦や叺 日は神社参拝、 いの生産、 二〇日は 木炭作りなど過酷な作業に動員され 周防 (の銅像参拝、 毎週月 水曜日は愛国 たので、 班会、 が 随 折 時

対応 制を強化した。 に対する日本の植 周 全線報国連 防 のこのような小 盟を発足した。 九三八年二月陸 民地政策も変化した。 鹿 島更生園 このような状況下で、 図の運営 軍特別志願兵令を公布し、 は、 つまり、 当 時 「産米政策」だけでなく、 の社会情勢の影響を受け 周防は 五月日本が 朝鮮総督 国家総動 管理下」 てい 「兵站基地化政策」 た。 員法 の小鹿島更生園 九三七年七月、 (韓 国も含む) を施行し、 を制 の園 日中 長とし 定し、 ファ 一戦争 て植 七 以 月時 ズム体 来韓 民 地 国 局

九四 入園患者の不満 年 一二月太平洋戦争以来自給自足の声 は 次第に高まり、 一九四二年六月二十日に入園患者の李春相が周防を刺殺するという事態を引き起 は より高まり、 入園患者は更なる厳し い生活を強 61 5 れることとなっ

# 終戦までの 小鹿島更生園、 西亀三圭園長時代 (一九四二年八月一日~一九四五年八月二〇日

魯

こす

までに至

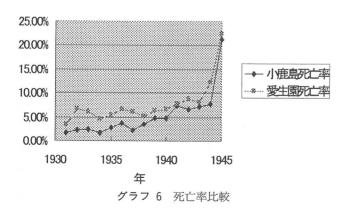
つ

ように命じる一 二年八 方 月 自分自身も率先して患者に敬語を使 H 袁 長 VZ 赴 任した西 亀三 圭 は 問 題 っ 0 佐藤首 看 護長を解雇 職員に対して患者にやさしく接

患者等の反感をなくし、 精神慰安をはかるため敬神思想を普及させたが、 キリスト教徒との不和が生じた。 銅像 参 拝

表 4 死亡率比較 (1931-1945)

	1( 7 )	11年11年	(1001 1010	'/	
年 度	小鹿島	更生園	長島愛生園		
	収容数	死亡率 (%)	収容数	死亡率 (%)	
1931	810	1.73	453	3.31	
1932	811	2.22	500	6.60	
1933	884	2.37	751	5.99	
1934	2194	1.73	1008	4.56	
1935	3733	2.76	1143	5.24	
1936	3838	3.60	1212	6.52	
1937	4783	2.11	1338	5.98	
1938	5025	3.44	1391	5.17	
1939	5675	4.72	1453	6.26	
1940	6136	4.79	1533	6.65	
1941	5969	7.24	1783	7.74	
1942	5887	6.56	1883	8.81	
1943	5575	7.15	2009	8.11	
1944	5407	7.61	1851	12.26	
1945	4416	21.08	1478	22.53	



B る空地にかぼちゃやさつまいもを栽培して補充し、 戦争が終わりに入るにつれ、 食料は劣質のとうもろこし、 海藻や草根木皮で飢えをしのいだ。 大豆の粕、 きびに替わった。 重労働と国防献金などの名目 それも不足であったためあら

ともに梵鐘や教会の聖鐘が軍資物資として献納された。 はなくなったが、 神社参拝は厳しく履行させ、各家ごと天照大神の神棚を置くようにした。一九四三年戦争の激しさと

下 止 KZ 0 なり、 収 奪 L 時 か 期 \$ 緩 飢 和された人員点呼も厳しくなった」 餓 も加わる苦しみ に耐 えら れず、 患者の対 という。 脱走はピー 死亡率も戦争末期になると開院以来最も クに達した。 そのため 「夜八時 になると通 高くなり、 戦

日本国内の国立ハンセン病療養所の長島愛生園も戦争末期

別に同

様

の変化を示

九四五年八月一五日終戦を迎え、 総督府による小鹿島管理も終わった。 した

(表 4、

グラフ6)。

争中の栄養不良が影響したと考えられる。

## 結 論

果は以下の通りである。 ことが求められ 5 予防 法 てい による人権侵害 る。 その一助として、 0 国賠 請 求 植民地時代の韓国におけるハンセン病対策につい 訴 訟に対する熊 本 地 裁 の判決以後、 ン セ ン病対 て調査 策 の全体 研究した。 像 を 明ら か する

# 韓国 の ハンセン病対策 の形 成 発展と変遷

病対策に着手 韓 国 のハンセン病対策は時期的区分により三期に分けられる。 した時期、 =朝鮮癩予防協会が積極的に役割を果たす時期、 要約すると、  $\equiv$ )植民地 戦時体制 制下 政 策 0 0 時 手段としてハンセ 期である。

植民地政策の一手段としてハンセン病対策に着手した時期

る

朝 セン 総督 病患者を収容した。 府 は 九一 六 (大正五)年、 当時は国際的にも「浮浪癩患者の強制収容」 朝鮮総督府令第七号を以て全羅 南道に小 は是認されてい ,鹿島慈恵医院を設立 た 浮浪 徘 徊 11

長 長花井善吉時代には患者の生活が韓国式に変わり、 0 蟻 川亨 六年から一 は患者を厳 九二九年には、 しく統制 日本式生活様式を強要した。 収容定員一〇〇人の小規模療養所から七三五人が収容できるまで発展した。 治療や生活などにも著しい改善がみられた。死亡率も急減し、 武断 (憲兵) 政治の時期であったからであろう。 二代目 初代院

療養所の拡張を行った。

そこで、

小鹿島慈恵医院は一九三五年には三、七七〇人を収容する施設となっ

直

癒 軽 快 退院者も多くみられた。 花井時代の小 ・鹿島慈恵医院は患者療養の性格が強く、 11 ンセン病療養所にふさわ

< 0 ち の療養所大拡張のため 0 基礎を築 4

朝鮮 癩予防協会が積極的に役割を果たす中 期

を制定し、 九三〇年代に入ってから日本の 国立癩療養所を設けた。 また、「官民一致」 ハンセン病対策は の日本癩予防協会が設立され、 「癩根 絶 に向けて新たな展開をみせ 患者隔離のため た。 絶対 隔 の資金を集めた。 離 0 癩予防 法

韓国においても日本のこのような影響を多く受け、一九二九年から一九三六年の中期に反映される。 縮小された時期でもある。 九三二(昭和七)年、 朝鮮癩予防協会が設立された。 朝鮮癩予防協会は朝鮮総督府のハンセン病対策にしたがって、民間から大量の寄付金を集め 小鹿島慈恵医院が世界経済恐慌の影響により総予算が余儀

なった。 鹿島慈 九三四 恵医院も小鹿島 (昭和九)年一〇月、 更生園に改称された。 小鹿島慈恵医院は国立癩療養所に格上げられ、 翌一九三五 (昭和一〇)年には、 道の管轄から朝鮮総督府 日本の 癩 予防 法 に放 って、

癩予防令を制定、 公布した。

戦時 体 制下の後期 段階

九三六年

か

5

九四五年まで

0

後期

は

七七〇人規模となった。

戦争と太平

戦争の 7 軍事 勃発に 物資の生 より療養所の経費が削減され、 産 0 ため に 重 症患者 ま でに強制労働をさせるなどの事 入園患者による「自給自足」が 小鹿島更生園の収容定員は五、 実もあった。 強いられた。 また、 戦争 日中 ~ の総動員体

# ハンセン病対策にみられる人権問題

離政 策 癒 が患者の人権 が 0 ぞめ な 4 問題と深く関 時代のハン セ しわっていることを認識できなかった。 > 病対策 は 11 ン セ 病患者 0 隔 離 したがって、 を最善とし てい 朝鮮総督府の衛生 た。 か L 当 一顧問 時 Ш 根正次は ては

後期

に

は

人権侵害が目立った。

植民 総督府はその主張を受け入れ、 地 政策中 衛生 は最急務であり、 その 隔離対策を始めた。 事 柄 の一つとしてハンセン病を挙げ、 隔離対策を取るべきであると主張した。

防令」 隔離 では患者を絶対隔離して伝染源を遮断する政策が取られていた。 が最も有効であると主張した。 九三〇年代に入ると、 を制定し、 貧富を問 国際的なハンセン病対策は わずハンセン病患者すべてを強制収容の対象とした。 九三五 (昭 和一 0 「伝染性の 年朝鮮総督府は日本のハンセン病対策にしたがって 患者のみ隔離」 一九三一年京城帝国大学の総長志賀潔は癩 することであっ た。 L か L 「朝鮮 根 H 絶 本 12 玉 は 内

条件となって始められた。 方、 日本の ハンセン病療養所で行われた「断種」手術が、 その根拠は幼児に感染しやすいという医学的な論理だけであった。 小鹿島更生園では一九三六 (昭和一 年より夫婦 口 居 0

期に 以 お 上植民地時代における韓国 W ては 人道的 救療 の色が 濃 のハンセン病対策において各時期の対策と患者処遇は時期的に大きな差がみられ か つ たが、 日中戦争や太平洋戦争など社会的変動の中で隔離政策が絶対視され た。 期 初

検証である。 セ ン病対策に 今後も法令、 つい ては、 および現場での記録など、 現在 藶 炭的 検証 が続 4 調 7 査 お n ・研究を続けていく予定である。 不 崩 な点が 多い。 今回 の論文は、 その 部分に V 7

# 謝辞

急 セン病研究所蔡奎泰教授に深謝申し上げ 本論文の作成につい て、ご指導をい ただい た順天堂大学医史学研究室酒井シヅ客員教授、 ご便宜を賜 つ た韓国 カトリック大学ハ

# 参考文献および注

 $\widehat{1}$ 沈田 潢 『あゝ、 七〇年 輝かしき、 悲しみの小鹿島」、 図書出版東方、 九 九三年 8

前掲文献

2

はしが

沈田 島 文芸室文芸部長として貴重な資料を集め、 鹿島 の歴史記録を追加したものである。小鹿島史関連の現代の韓国語文献は、 一演は一九五六年 は 小 ・鹿島半世紀』にみられる漢字用語をハングルに直し、 -小鹿島病院に入院 し、一九七六年退院し、 九七九年に『小鹿島半世紀』を出版した。 全羅北道益山定着村農場に居住した。 写真を載せた上に、 沈田潢の上記 「あゝ、 九七四年~一 冊の本からの引用が多い。 七〇年 沈田 九八 輝かし 「潢は入院期間 Ŧi. き、 年までの 悲しみの 中 緑 Ш

- 2 荻原彦三 編 『朝鮮の救癩事業と小鹿島更生園』 冒頭、 財団法人友邦協会、 九六七年
- (3) 国立小鹿島病院編『小鹿島八○年史』冒頭、一九九六年
- (4)国立小鹿島病院編『写真からみる小鹿島八○年史』一五頁、一九九六年
- 5 滝尾英二 『朝鮮ハンセン病史― 日本植民地下の小鹿島』、未来社、 -----年
- 6 は 六巻までは二○○二年七月に発行され 滝尾英二編·解説 二〇〇三年発行の予定である。 『植民地下朝鮮におけるハンセン病資料集成』第一 ている。 本稿が書き終わった時点であったため、 巻~第三巻、 不 出 引用されていない。 版、 1000 年。 第七~一〇巻まで 同文献第四卷~第
- (7) 前掲文献(5)、二八二頁
- (9) 前掲文献 (5)、三四頁
- 10 病予防法 牧野正直 一八八〇 (法律第三六号) に法定伝染病とされたのは (明治 「近代ハンセン病医療史」大谷藤郎監修 一三)年の伝染病予防規則ではハンセン病は伝染病の対象になっていない。 『ハンセン病医学― 「コレラ、赤痢、 基礎と臨床』二八四頁、 腸チフス、 痘瘡、 発疹チフス、 東海大学出版会、二〇〇〇年 八九七 猩紅熱、 (明治三〇) ジフテリア、 年の伝染
- スト」であり、 病ハー 種ノ慢性伝染性全身病ニシテ結核及ヒ梅毒ニ類似ス」と記されてい 同じくハンセン病が入ってい ない。 しかし、 佐藤佐 『内科新書 巻之一』三七七頁、 明治二一 年 には
- (12) 山本俊一『日本らい史』七二頁、東京大学出版会、二〇〇〇年
- ·13) 内務省編纂『帝国衛生法令彙集』三三八頁、一九〇七年
- 癩 患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官庁ニ於テ命令 定 4 ル 所 従ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救

護ヲ為スヘシ

護スヘシ (中略) 必要ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ 一従ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ対シテモ 時 相当ノ救

- 14 ハンセン病国家賠償請求訴訟弁護団編 『「らい予防法国賠訴訟 犀川証言』 一四七頁、 皓星社、二〇〇一年を参考にした。
- (16) 荻原彦三「朝鮮の救癩事業について」前掲文献 (2)、五頁

15

この項は、

三木栄

『朝鮮医学史及疾病史』 一一一~一一四頁

自家出版

九六二年を参考にした。

- 17 提出するなど、日本のハンセン病対策に影響を与えた。寺内正毅総督と昵近の間柄であった。 医長として東京の衛生行政に当たったが、その後官をやめて代議士となった。一九○六年「癩予防法案」を帝国議会衆議院に て赴任し、 山根正次は長州萩の出身で、一八八二年東大卒業後、 明治末から大正五年 (一九一六年) まで朝鮮の衛生行政に従事した。 五年間ヨーロッパの法医学を研究した。 前掲文献(5)、四六~四七頁による。 植民地朝鮮 帰国後警視庁第三部長、 の初期に衛生顧問
- (19) 警務総監部衛生課『朝鮮衛生法規類集 全』五六四頁、一九一七年
- 1001年 山根正次 衛生講演」 滝尾英二編·解説 『植民地下朝鮮におけるハンセン病資料集成 第三巻』二八~三〇頁、
- (21) 前掲文献 (2)、五~六頁
- 22 佐藤剛蔵 「小鹿島癩療養所の開設」 『朝鮮医育史』 七四~七五頁、 佐藤先生喜寿祝賀会、 九五六年
- 23 あらたに刊行された『京城日報』 『毎日申報』 』(一九一七年五月三〇日)「小鹿島の別天地」。 (日本文)、『ソウルプレス』(英文) 『毎日申報』 とともに御用新聞である。 (朝鮮文) は、 日韓併合後、 切の新聞が停刊され
- (24) 前掲文献 (19)、一頁
- (25) 同文献、八頁

に一三道を置き、

各道に慈恵医院を設けた。

26 前掲文献 「勅令第七五号 19 慈恵医院官制」 九頁~二三頁。 (一九〇九年八月) 朝鮮総督府は一九一〇年九月勅令第三 奇昌徳 『韓国開化期 一五七号を発布し、 医文化年表』二二四頁、 『朝鮮総督府地方官官制 アカデミア、一九九九年 を定め

一九一二年五月朝鮮総督府令第一〇六号『朝鮮総督府道慈恵医院ノ名称及位

37

同文献、

三三頁

38

滝尾英二編·解説

28 前掲文献 により五カ所増設した。 (19)、二〇~二一頁

第二十七條 院長ハ医官ヲ以テ之ニ充ツ道長官ノ指揮監督ヲ承ケ院務ヲ掌理シ部下、 ノ職員ヲ監督ス

(20)、四三頁

29 小串政治 「朝鮮衛生行政法要覧」前掲文献

30 前掲文献 (1)、二三頁

31 渡辺学編 『朝鮮近代史』一五七頁、一六二頁、 勁草書房、

「小鹿島の別天地」『毎日申報』、一九一七年五月三一日

33 前掲文献(5)、一一九頁 32

35 前掲文献 (1)、二五~二八頁

東京医事時論社編纂『日本医籍録』

朝鮮

三頁、

一九二五年には

「花井善吉、

医師試験及弟」と記す。

34

36 滝尾英二編·解説 『植民地下朝鮮におけるハンセン病資料集成 第一巻』三八~四一頁、 不二出版、二〇〇一年

39 「小鹿島慈恵医院 昭和六年年報」前掲文献 36 一〇五頁

『植民地下朝鮮におけるハンセン病資料集成

第二巻』

三九一頁、

不二出版、二〇〇一年

40 「小鹿島更生園 昭和一六年年報」前掲文献 (38)、三七五~三七六頁

41 前掲文献 20 四 一頁

43 42 前掲文献 大韓癩管理協会編 (20)、六六頁 『韓国癩病史』七六頁、一九八八年

44 「癩病療養所拡張と増設」 『朝鮮朝日』、一九二五年四月二四日

筆者らがどの記録をみて書いたが明らかにしていないが、 前掲文献(1)の三一頁、前掲文献(36) の五頁には花井が赴任時五八歳で、死去時が六六歳であると記述されている。 筆者は『日本医籍録』 朝鮮 (二五頁、一九三一年一〇月) に載せら 執

ている花井院長の生年(一八六七年)により、死去時六二歳であると認識する。

- 46 前掲文献 43 七八頁
- 及花井善吉為第二次院長鋭意革院務其所挙措必本於慈愛試列挙之則改善衣服食糧其一與通 花井氏昭和四年十月十六日溘然逝去於是患者皆哭泣悲奮相謀建此碑」 室其三也拡張病院二回其四也創慰安会其五也施精神教育設娯楽機関其六也組織互助会其七也是以七百余楽生於別世界焉 全羅南島小鹿島慈恵医院大正五年二月以明治天皇御 下賜金之基金所設立而 (第三代院長の矢澤俊 為鮮内唯 癩医院矣始蟻川 信面会之自由其二也 郎撰文) 亨為院 新設 長同 重 + 症 年 然而 患者 六月
- 47 前掲文献 (31)、二〇〇頁、二〇二頁
- 48 「小鹿島慈恵医院 昭和六年年報」 前掲文献 36 八〇一八三頁を参考した。
- 49 前掲文献 (31)、一九四頁
- 50 五年を参考にして表にまとめた。 「小鹿島慈恵医院 昭和九年年 報 前掲文献 36 の — 四六頁、 大島療養所編 『大島療養所二十五年史』一五四頁、一九三
- 51 「小鹿島慈恵医院の癩患者の食費を減額に就 いて憂慮」 『朝鮮日 報 九三〇年七月一 Ŧi. 日
- 52 前掲文献 12 一七九頁
- 53 志賀潔 「癩の予防と撲滅を期す」前掲文献 (20)、七二~八七頁
- 54 所の収容能力を一〇、〇〇〇床に増加し、 六年から「癩根絶二○年計画」が開始された。 癩を根絶できるというものである。 一九三〇年内務省に於て策定された癩根絶計画は、「二十箇年、三十箇年、 感染源となる患者を隔離すれば、 具体的内容は前掲文献 53 その後は患者が次第に減少し、さらに一〇年経て によると、 五十箇年」 九三六年 の三段に区別され ーから一 九四 てい Ŧi. たが、 年 ーまでに
- 55 前掲文献 (5)、一三九頁
- 56 朝鮮癩予防協会の設立」 前掲文献 20
- 57 伊藤泰吉 「癩の予防救療」 前掲文献 (20)、三四七頁
- 58 警務局 「第六十九回帝国議会説明資料 昭和十年」前掲文献 20 二四六頁
- 59 前掲文献 3 兀 頁

69

朝鮮総督府官報

- 60 朝鮮癩予防協会 「朝鮮癩予防協会要覧」 前掲文献 Ŧ. 頁
- 61 同文献、 六〇~一六一頁
- 62 朝鮮癩予防協会 「朝鮮癩予防協会事業概要」 前掲文献 20 二六五~二六七頁
- 63 同文献、 二七〇頁
- 64 筆者注・一九一六年小鹿島慈恵医院の開設時と、一九二六年二代院長花井の時に土地買収が行われ、 地元住民が反対した。
- 65 前掲文献 (3)、四三頁

66 たと記されている。 政研究所『日本博士録』一四一頁、 朝鮮救癩事業に一生を捧げた周防正季」『名大医学部学友時報』第四二二~四二四号、一九八五年三月~五月による。教育行 卒業し、医師免許を取得。一九二一年三月三十日に朝鮮総督府京畿道警察部衛生課長に就任した。佐久間温巳「日本統治下の 周防正季は一八八五年十月八日に滋賀県栗太郡老上村字矢橋 一九五六年には、 周防が一九三二年十月二四日に京都帝国大学医学部で医学博士を取得し (現草津市矢橋町) に出生、 九〇九年愛知県医学専門学校を

67 前掲文献(43)、九五~九六頁

- 68 「小鹿島慈恵医院 昭和六年年報」「昭和九年年報」 前掲文献 36 九六~九七頁、 六三頁の統計による。
- 70 「小鹿島更生園 昭和十年年報」 前掲文献 (36)、二五九頁

第二四七九号」前掲文献(20)、二二二頁

- $\widehat{72}$  $\widehat{71}$ 日本生理学教室史編集委員会『日本生理学教室史』(上巻) 六八頁、 「レプラ患者は隔離すれば減る」『大邱日報』一九三三年七月二五日 日本生理学会、 一九八三年
- 73 内田守 『光田健輔』五八頁、 人物叢書、一九七一年
- 74 「小鹿島更生園 昭和九年年報 前掲文献 (36)、一六一頁
- 75 前掲文献 3 五八~五九頁
- 76 一小鹿島更生園 昭和 一二年年報」 前掲文献 36
- 77 同文献、 四三三頁

79 78 「小鹿島更生園 前掲文献 2 三八頁 昭 和九年 年報] 前掲文献 36

> 几 几 貢

- 80 「小鹿島更生園 昭和十年年報」 前掲文献 36 二四五頁
- 81 せ、 園側は、 この日の作業奨励金は患者達に支払わず、園側で管理した。 皇太后から下賜金を受けた一九三一 年一一 月一〇日を記念に、 毎月十日を謝恩更生日として患者達に奉仕労働 をさ
- 82 「小鹿島更生園 昭和十二年年報」前掲文献 36 四三一~四三 貢
- 83 小鹿島慈恵医院 (のち更生園) の各年度年報の「収容患者一人当経費」
- 85 同文献、 五〇~五一頁

84

前掲文献

 $\widehat{1}$ 

五九頁

- 86 前掲文献 (43)、一〇九頁
- 87
- 「小鹿島更生園 昭和十六年年報」 前掲文献 38
- 88 愛と崇高なる人格を敬慕し、 記念して、 「小鹿島更生園 患者たちは毎月二〇日に銅像参拝を行った。 昭和十六年年報」 記念するため」に、 前掲文献 (38)、二四四~二四五頁によると、 自発的に行われたと言われる。 以後、 周防の銅像建設は、 銅像除幕式の一 九四〇年八月二〇日を 入園患者が周防の
- 89 前掲文献 (43)、一一一~一二三頁
- 90 同文献、 一一六頁

(順天堂大学医学部医史学研究室)

#### A Study on the Measures against Hansen's Disease during the Colonial Korea

#### LU Hong Mei

In order to evaluate the measures taken against Hansen's diseases during the colonial era in Korea, from 1910–1945, I analyzed both Korean and Japanese materials and carried out field research. The Korean government-general established a hospital in 1916 and executed measures against Hansen's disease. These efforts can be divided into three periods. At first they started as a part of colonial policy. Then, in the middle period, with the change of Japanese policy on Hansen's disease, a Korean association was established and the Hansen's Disease Prevention Act was issued in Korea, aiming at the compulsory isolation of lepers. In the later period, during the war, the inmates were forced into an extremely severe environment and deprived of their human rights. My study shows that their policies changed greatly with the passage of time. Though they started them to relieve the suffering of the lepers in the beginning, they turned to be compulsory isolation of the patients in the later period and to the violation of their human rights.